

内閣参質一六六第六号

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員大田昌秀君提出在沖縄米軍の基地・施設内外における生産高に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大田昌秀君提出在沖縄米軍の基地・施設内外における生産高に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年十月一日現在、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条1（a）の規定に基づき我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）の使用に供している施設及び区域が所在する沖縄県内の市町村の数は二十一であり、当該市町村の総面積は約千二百八十二平方キロメートルである。また、当該総面積から沖縄県に所在する当該施設及び区域の平成十九年一月一日現在の面積を差し引いた面積は、約千五十二平方キロメートルである。

二について

御指摘の「基地・施設内外の生産高」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、内閣府本府及び防衛施設庁としては、お尋ねのような調査を行ったことはなく、現時点において、そのような調査を行うことは考えていない。

在日米軍が使用する施設及び区域は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭

和三十五年条約第六号)の目的を達成するため、重要な役割を果たしていると考えている。